



## プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条に基づく再商品化計画の認定及び認定証の伝達式について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」といいます。）第33条に基づく本市の再商品化計画認定申請について、経済産業省及び環境省による審査の結果、令和7年10月22日付けで認定を受けました。

なお、本認定は広島県内で初、全国で38番目の認定となります。

また、認定証の伝達式を令和7年11月18日（火）11時から本庁舎4階市長会議室において行う予定です。

### 1 再商品化事業者（分別収集物の処分を行う者）

株式会社広島リサイクルセンター

代表取締役 三井 崇裕

（施設の所在地：三原市久井町下津1126番9）

### 2 再商品化の計画期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年）

### 3 分別収集物の種類及び量の見込み

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	計
プラスチック容器包装廃棄物	1,300 トン	1,300 トン	1,300 トン	3,900 トン
それ以外のプラスチック使用製品廃棄物	600 トン	600 トン	600 トン	1,800 トン
合 計	1,900 トン	1,900 トン	1,900 トン	5,700 トン

※収集時には、上記区分の別なく一括して収集します。

### 4 再商品化の実施方法（再商品化製品）

材料リサイクル（ペレット※等）

※プラスチックを加熱し粒状にしたもので、  
物流パレット等の原料となるもの



#### 〔参考〕再商品化認定制度の概要

プラスチック資源循環法第33条に基づき、市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、これまで容器包装リサイクル法において市区町村と再商品化事業者のそれぞれで行っていた選別、圧縮等の中間処理工程の一体化・合理化が可能になる制度です。

## 5 認定証の伝達式

日 時：令和7年11月18日（火）11時から（30分程度）

場 所：本庁舎4階 市長会議室

出席者：【環境省中国四国地方環境事務所】

所 長 坂口 芳輝 様

資源循環課長 石川 泉 様

【株式会社広島リサイクルセンター】

専務取締役 三井 弘樹 様

執行役員 総務部長 大森 渉 様

【呉 市】

市 長 新原 芳明

環境部長 砂川 則和